

目標年次：令和 12 年度（2030 年度）

滋賀県園芸特産振興指針

令和 8 年（2026 年）3 月

滋賀県

目 次

1	策定の趣旨と位置付け	1
2	振興指針の期間	2
3	全体目標	2
4	野菜振興指針	3
5	花き振興指針	13
6	果樹振興指針	21
7	茶振興指針	35

1 策定の趣旨と位置付け

滋賀県では、都市近郊の立地を生かし、野菜や花きは市場出荷型産地、果樹については観光・直売を主体とする誘客型産地を中心として発展してきました。また、茶については中山間地域の基幹品目として地域農業を支えています。

しかしながら、本県は水田率が全国トップクラスの93%と高く、水稲中心の農業が展開されており、園芸特産品目の産出額は県の農業産出額の約20%にとどまっています。また、他府県と比較しても園芸特産品目の産出額は少なく、地場産を求める市場や実需者、消費者からの要望に応えられていないのが現状です。

このような中、本県では平成21年から水田の高度利用による園芸作物の生産振興を進めてきました。具体的には、各地域段階で、JA、市町、農業者が参画する産地協議会を組織し、地域の条件に応じた推進品目や出荷先などの検討を行い戦略的な産地育成を進めるとともに、県域では、県とJAグループで組織する「滋賀県園芸農産振興協議会」において関係者による協議・検討をすすめ、産地間連携による生産出荷体制の整備など、需要に対応した産地育成を図っているところです。

このような取組により、園芸特産品目の産出額は平成21年度の108億円から令和6年度の166億円へと58億円増加したものの、市場や実需からは更なる生産拡大が求められています。

また、園芸特産品目の担い手は、施設栽培や茶等の専作農家に加え、経営の複合化に取り組む土地利用型経営体も増加しており、園芸作物の導入による収益力の向上や労働力の最大化が期待されているところです。

これらのことから、令和8年3月策定の滋賀県農業・水産業基本計画において、「西日本一の水田農業の実現」と「園芸の億円産地づくり」を農業振興の二本柱とし、その実現に向けた取組を進めることとしています。

一方、近年の気候変動、特に夏季の記録的な高温や干ばつは、園芸特産品目の生産においても減収や品質低下などの深刻な影響を及ぼしており、早急な対策が求められています。

また、資材等の高騰、特にハウスや茶工場などの建設費の高騰は、新規参入に際しての大きな障壁となっており、施設継承の体制づくりなども喫緊の課題となっています。

加えて、既存産地の高齢化や人手不足はいずれの品目においても大きな問題となっており、産地の維持発展のためには、機械化やスマート農業技術の導入を進めるとともに、作業の共同化や外部への作業委託体制の整備なども求められています。

本振興指針は、このような状況を踏まえ、「滋賀県農業・水産業基本計画」ならびに国が定める各品目の振興方針に即して、本県農業の振興に向け、野菜、花き、果樹、茶の品目ごとに、目指す産地の姿と、その実現に向けた具体的な取組を示すものです。

表 滋賀県の農業産出額の実績

(億円)

年度 作目名	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6
野菜(イモ類含む)	127	127	118	110	111	108	120	119	133
花き	9	9	10	13	12	13	13	14	15
果樹	8	8	8	7	6	7	8	10	11
茶	9	11	9	7	6	6	6	7	7
園芸特産全体	153	155	145	137	135	134	147	150	166
県全体	636	647	641	647	619	585	602	610	840
園芸特産の占める割合(%)	24.1	24.0	22.6	21.2	21.8	22.9	24.4	24.6	19.8

出典:農林水産省 生産農業所得統計

2 振興指針の期間

振興指針の期間は、令和8年度(2026年度)から令和12年度(2030年度)までの5年間とします。

3 全体目標

産地が安定出荷を求める実需からの要望に応えつつ、新たな担い手を育成しながら継続的な維持発展を図るには、一定の産地規模を持つことが必要であるため、1億円以上の売上を維持または目指す産地・経営体数の増加を全体目標とし、その実現を目指します。

項目	現状 (令和6年度)	目標 (令和12年度)
1億円以上の売上を維持または目指す産地・経営体数(野菜、花き、果樹、茶)	29	39以上

野菜振興指針

1 振興指針の位置づけ

本振興指針は、本県の野菜生産の10年後のあるべき姿を見据えたうえで、今後5年間の生産振興にかかる基本的な方針を定めたもので、「滋賀県農業・水産業基本計画」の目標を達成するための計画として位置づけています。

2 現状と課題

(1) 作付動向と産出額の推移

令和6年度の本県の野菜およびいも類の産出額は133億円で、野菜部門・いも類部門とも全国43位となっています。

本県は耕地面積に占める水田割合が高く、畑地が少ないことから、野菜生産は一部の地域に留まってきました。しかし、米消費量の減少や都市近郊という恵まれた立地条件等を背景に、大規模農家や法人経営体、集落営農組織など稲作中心の経営体が野菜を導入し、経営の安定化を図る動きが広がってきました。また、新規就農者や定年帰農者は野菜を主要品目として経営を開始することが多く、いちご等、施設果菜類での就農が増加しています。

令和6年度の野菜栽培面積は1,561haとなり、令和元年度と比べて約75ha増加しました。そのうち露地野菜の増加面積は約49haで、タマネギ、ブロッコリー、白ねぎ、かんしょ等で面積の増加が見られました。一方、施設野菜の増加面積は約26haで、イチゴ等で栽培面積が拡大しました。

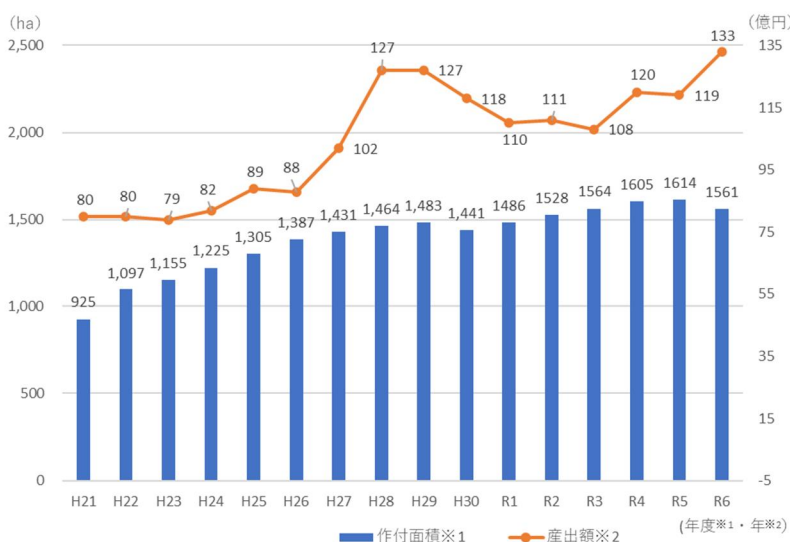
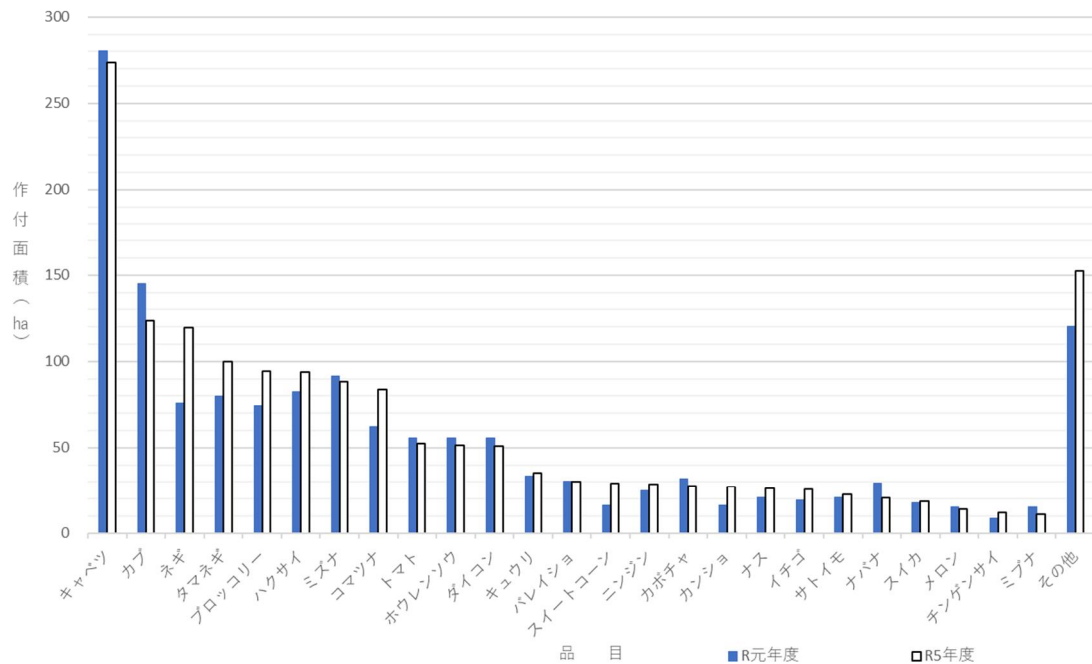


図 野菜およびいも類の作付面積と産出額の推移



出典：みらいの農業振興課；青果物生産事情調査

注) 各品目の作付面積は、のべ面積

カブ：オオカブ・赤カブ・小カブ・ヒノナの合計、ネギ：九条ネギ・細ネギ・白ネギの合計、トマト：トマト・ミニトマトの合計

図 野菜およびいも類の作付面積の動向(令和元年度と令和5年度の比較)

(2) 産地育成の現状

本県は野菜の産地規模が小さく、実需者の求める大規模なロットに対応できないことから、産地間連携により物量を確保する取組を進めてきました。その中でも、加工・業務用キャベツ・タマネギは県域で生産振興を行うことで、本県の水田農業における露地野菜の定着に大きく寄与してきました。しかし、近年の記録的猛暑や干ばつ等の異常気象により、品質・収量の低下が問題となっており、早急な対策の実施が求められています。

また、滋賀県農業技術振興センターで本県初のオリジナルイチゴ品種「みおしずく」が育成されたことから、従来の直売に代わる新たな販路として、県域一産地化による市場出荷体制の構築に取り組んできました。その結果、「みおしずく」の作付面積は拡大し、県内量販店を中心に「みおしずく」を県内産他品種と比べて高価格帯で販売することができました。今後は販売単価を維持するため、需要期の出荷量を増加させるとともに、果実の品質向上に努める必要があります。また、積極的なPRによりブランド確立を図ることが求められています。



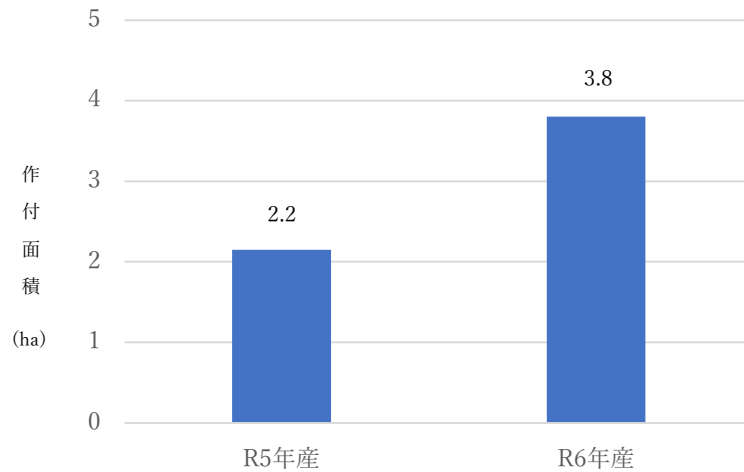


図 「みおしずく」の作付面積の推移

(3) 販路の動向

本県の直近 10 年間の野菜およびいも類の販売量を用途別に見ると、加工用の出荷量が増加しており、市場出荷が減少傾向にあります。多様な販路の確保は生産者の経営安定につながることから、加工用野菜の推進に加えて、市場出荷用野菜の生産拡大に積極的に取り組む必要があります。

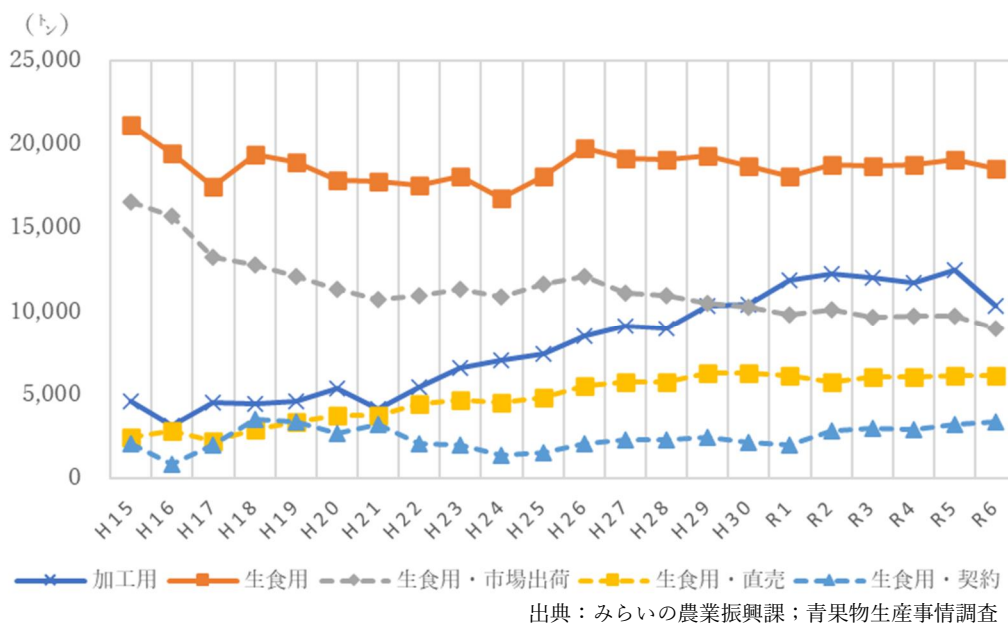


図 県産野菜の販売数量の内訳

(4) 既存産地の課題

既存の野菜産地の多くは高齢化に直面しており、今後、生産拡大を図るには既存産地の活性化に取り組む必要があります。また、生産資材費や施設建設費の高騰により、栽培の低コスト化や初期投資の軽減が求められています。加えて、経営拡大に意欲のある生産者でも労力不足により、新たな野菜生産に取り組む余力がない場合が多いことから、農作業の外部委託等、新しい仕組みづくりに取り組む必要があります。

販売面では物流費の高騰等により、効率の良い集出荷ルートの検討やDXによる出荷作業の省力化が必要となっています。

3 目指す産地の姿

- 都市近郊の強みを生かした実需者のニーズに応えられる産地
- 地域の核となる生産者を中心に、関係機関が連携しながら取組の発展を図ることができる持続的な産地

4 振興に関する方針

基本方針1 実需者との連携強化による億円産地の育成

- ・ 市場出荷、加工・業務用、契約栽培等の多様な販路を確立した億円産地の育成と生産者の所得向上を目指します。
- ・ 実需者の大口へのニーズに対応し、安定した品質で定時・定量出荷できる大規模産地の育成を目指します。
- ・ 県とJAグループが連携して園芸振興を行うために設立された「滋賀県園芸農産振興協議会」を核として、関係機関が連携しながら組織づくりや産地戦略の策定に取り組めます。

(1) 県オリジナルイチゴ品種「みおしずく」の推進

今後もオリジナルイチゴ品種「みおしずく」の生産振興に取り組む、県域一産地化による市場出荷体制の確立を目指します。需要期の出荷量を増加させるとともに、果実の品質向上を図るため、「みおしずく」の市場出荷を経営の柱とする生産者の確保・育成に取り組む、安定生産・出荷の実現を目指します。



また、コールドチェーンの整備等、流通体制の強化を図るとともに、販売価格の維持に向け、京阪神等への販路開拓とブランド確立に向けたPRの強化を図ります。

加えて、県の試験研究機関では実需のニーズに対応した、より果実品質に優れたイチゴ新品種の育成に取り組み、今後もイチゴの栽培面積拡大を目指します。

(2) 加工・業務用野菜の推進

今後も「滋賀県園芸農産振興協議会」を中心に、加工・業務用キャベツ・タマネギの推進を図り、品質向上と安定生産・出荷を目指します。キャベツでは灌水設備の導入により、夏季の高温や干ばつによる生育不良を回避するとともに、防除計画の見直しにより、暖冬により増加傾向にある病害虫被害の軽減を図ります。また、生産者や関係機関の労力不足により、防除や収穫作業の遅れが見られ、面積拡大の障壁となっていることから、作業の省力化を推進し、防除・収穫作業等の外部委託や育苗作業の分業化など、地域で連携した効率的な生産体制の確立を目指します。

(3) マーケットインの効率的な生産・出荷体制の推進

「滋賀県園芸農産振興協議会」では、実需者のニーズに応じた品目(かんしょ、タマネギ等)を選定し、収穫以降の作業を福祉作業所等に委託することで生産者の労力削減を図る「園芸の収穫・出荷調製作業を含めた契約栽培」を推進していきます。

農作業の中でも負担が大きい収穫・出荷調製作業を委託することで、生産面積の拡大が可能になることから、関係機関で連携して普及を図り、体制の確立を目指していきます。また、農福連携を活用した生産振興が円滑に進むよう、新たな仕組みづくりに取り組むとともに、その社会的価値を伝えることで有利販売につなげていきます。

(4) 集出荷体制の見直しとDX化の検討

近年は物流コストが上昇し、出荷に要する経費が増大しています。また、農産物の集出荷を行う各機関では、労力不足により作業の負担が大きくなっています。

そのため、県域で効率の良い集出荷ルートを検討し運送費等の削減を図るとともに、DXの導入により集出荷作業にかかる労力を削減するための検討や実証を支援していきます。

基本方針2 中核的野菜産地の活性化

(1) 機械化やスマート農業の導入による省力化・低コスト化の推進

高齢化に直面する中核的産地の活性化を図るため、機械化やスマート技術の導入等により農作業の省力化を図り、栽培面積の維持・拡大を図ります。また、肥料・農薬等、生産資材費の低減を図り、低コスト栽培の実現を目指します。

(2) 担い手の確保・育成に向けた仕組みづくり

既存産地の新たな担い手を確保するため、関係機関と連携した遊休施設の活用や技術継承の仕組みづくりが求められています。経営開始時の初期投資を軽減するため、遊休施設の所有者と新規生産者をマッチングする仕組みを整えるとともに、ベテラン生産者の技術を新規生産者に継承するため、研修制度の充実やトレーニングハウスの設置を図る取組等を推進します。

(3) 気候変動への対応と持続可能な農業生産の実践

露地の秋冬野菜や夏季の施設野菜を中心に、近年の野菜栽培は異常気象の影響を大きく受けていることから、各品目に応じた高温・干ばつ対策や病害虫対策等を検討し、安定生産の実現を目指します。また、緑肥やたい肥等を活用した土づくりを行い、持続可能な農業生産を実践します。

基本方針3 地域を元気にする特産づくりと個性を生かした多様な産地づくり

(1) 新たな地域特産の育成と既存産地の強化

都市近郊の立地条件を活かした直売や観光農園向け野菜の生産を推進します。また、伝統野菜など、既存産地の技術の改善や伝承を支援するとともに、中山間地などの気候や地形を生かした野菜生産を推進し、地域の活性化を図ります。

(2) 環境に配慮した野菜生産の推進

琵琶湖を有する本県が従来から取り組んできた環境に配慮した栽培を今後も推進します。特に、環境こだわり農産物の安定生産に向けた技術支援を行うとともに、オーガニックビレッジに取り組む市町等と連携しながら、持続的な野菜生産の実現を目指します。県の試験研究機関ではオーガニック栽培の実践に向けて、露地野菜の栽培技術の検討に取り組みます。また、ベテラン生産者による研修生の受け入れ支援やアドバイザー制度の導入に取り組み、オーガニック生産者の連携や相互研さんを促進します。

以上のような3つの基本方針に基づき、普及組織・試験研究・行政が一体となつて、JAグループ・市町等の関係機関と連携しながら、それぞれの野菜産地の未来のあるべき姿をともに検討し、その姿を共有しながら産地の育成・強化に取り組みます。

5 目標

指標	現状	目標
野菜の栽培面積	令和6年産 1,561ha	令和11年産 1,611ha
みおしずくの栽培面積	令和6年産 3.8ha	令和12年産 6.0ha
1億円以上の売上を維持または目指す産地・経営体数	令和6年度 16	令和12年度 21

【参考データ】表 令和6年度各品目の農家戸数、作付面積、生産・販売数量

No	品目	作型	主な 収穫時期	栽培 農家 戸数	作付面積		10ア あたり 収量	生産数量	販売数量	販売数量の内訳					
					(延べ面積) ha	施設栽培 面積 m				生食用				加工・業務用	
										市場出荷		直売	契約	農協	個人
										農協	個人				
1	だいこん	春どり	3～6	241	12.58	59,950	5,425	682.45	671.01	485.18	62.00	109.43	1.00		13.40
		夏どり	7～8	7	1.93		3,179	61.34	58.38	55.60		2.78			
		秋冬どり	10～2	362	35.35	2,650	2,941	1,039.51	977.12	169.30	51.00	360.64	28.00	10.09	358.08
		計		610	49.86	62,600	3,577	1,783.30	1,706.51	710.08	113.00	472.85	29.00	10.09	371.48
2	大かぶ	秋冬どり	10～1	257	89.36	2,730	2,758	2,463.97	2,357.61	81.07		61.15	0.29		2,215.10
3	小かぶ	春どり	2～5	73	2.57	9,600	3,161	81.22	80.21	63.31	2.80	10.94	3.16		
		秋どり	10～1	161	12.87	13,750	1,614	207.60	196.89	25.82	13.05	55.54	10.25	0.23	92.00
		計		234	15.44	23,350	1,871	288.82	277.10	89.13	15.85	66.48	13.41	0.23	92.00
4	赤かぶ	春どり	6	6	0.01		820	0.08	0.08			0.08			
		秋冬どり	10～1	142	9.99		1,935	193.29	186.64	35.10	1.36	54.99			95.19
		計		148	10.00		1,934	193.38	186.72	35.10	1.36	55.07			95.19
5	ひのな	春どり	2～6	39	2.49	8,200	860	21.41	21.25	7.49	8.20	1.56		4.00	
		秋どり	10～1	179	10.11	16,000	1,071	108.22	104.69	18.57	19.27	30.45		19.90	16.50
		計		218	12.60	24,200	1,029	129.63	125.94	26.05	27.47	32.02		23.90	16.50
6	にんじん	夏どり	6～7	108	3.78		1,189	44.92	43.74	3.93	1.20	28.85	8.70		1.06
		冬どり	11～2	228	22.90		1,620	370.79	361.93	154.32	3.60	86.88	83.10	23.10	10.94
		計		336	26.68		1,559	415.70	405.67	158.25	4.80	115.72	91.80	24.16	10.94
7	さといも	普通	9～11	403	20.95		999	209.15	197.70	8.53	35.00	142.73	10.88	0.56	
8	やまのいも	普通	10～11	66	3.45		283	9.73	8.64	0.02		7.62			1.00
9	ばれいしよ	春作	6～7	415	22.22		994	220.83	208.45	11.01		110.01		0.80	86.63
		秋作	11～12	199	9.14		674	61.57	54.36	0.37		49.93		0.85	3.21
		計		614	31.36		901	282.40	262.80	11.38		159.94		1.65	89.84
10	かんしょ	普通	9～10	400	30.65		858	262.96	242.89	2.57		212.92		7.21	20.19
11	はくさい	春どり	5～6	30	4.56		2,865	130.61	127.68	84.33		16.74	14.30		12.30
		年内どり	10～12	302	43.52		3,027	1,317.29	1,266.12	591.61	47.13	189.30	212.13	3.76	222.17
		年明どり	1～3	228	45.43		3,044	1,382.56	1,345.63	483.65	145.57	229.54	215.40	6.56	264.90
		計		560	93.51		3,027	2,830.45	2,739.42	1,159.60	192.71	435.59	441.83	10.32	499.37
12	キャベツ	春どり	4～6	189	24.46		2,803	685.43	654.99	230.95	115.00	92.63	10.00	187.38	19.03
		夏どり	7～8	44	6.66		2,770	184.43	179.22	72.94	84.50	21.78			
		年内どり	10～12	336	98.65		2,910	2,870.37	2,723.65	408.09	187.78	156.95	22.50	1,587.88	360.45
		年明どり	1～3	267	111.37		2,946	3,280.17	3,071.74	348.71	232.47	158.07	60.00	1,948.12	324.37
計		836	241.13		2,912	7,020.40	6,629.60	1,060.69	619.75	429.42	92.50	3,723.39	703.85		
13	ブロッコリー	春どり	5～6	94	5.07		648	32.84	30.20	9.89		18.81	1.50		
		秋冬どり	10～3	328	89.97		569	511.13	472.34	165.42	21.03	142.78	108.20	33.62	1.30
		計		422	95.04		573	543.97	502.54	175.31	21.03	161.59	109.70	33.62	1.30
14	カリフラワー	春どり	5～6	17	0.23		150	0.34	0.32			0.32			
		秋冬どり	10～3	52	4.06		458	18.56	16.91	4.70	1.40	10.81			
		計		69	4.29		441	18.90	17.23	4.70	1.40	11.13			
15	みずな(切葉)	年間	年間	319	87.15	772,150	990	862.33	858.34	450.97	350.70	25.07	31.60		
16	みずな(丸葉)	秋冬どり	10～3	69	12.13	77,600	1,745	211.70	204.70	12.77	94.00	2.03		20.40	75.50
17	こまつな	年間	年間	230	86.40	457,168	1,366	1,179.44	1,167.14	174.93	103.20	54.71	828.80	0.51	4.99
18	チンゲンサイ	夏どり	6～8	28	5.12	48,500	375	19.20	17.68	10.66		1.99	5.00		0.03
		秋冬どり	9～3	137	6.96	62,900	2,223	154.68	148.79	67.69		5.69	70.00		5.41
		計		165	12.08	111,400	1,440	173.88	166.47	78.35		7.68	75.00		5.44
19	その他葉類	年間	年間	133	5.33	8,120	738	39.28	38.10	26.21		11.67			0.22
20	ほうれんそう	春どり	4～6	243	10.93	90,150	998	108.97	103.58	31.09	26.57	23.84	21.20		0.87
		夏どり	7～8	53	1.81	16,400	830	15.05	13.60	9.60	0.60	3.35	0.04		0.02
		秋どり	9～11	221	12.46	68,000	791	98.55	93.76	23.06	21.07	39.25	6.99		3.40
		冬どり	12～3	314	19.38	110,150	823	159.44	152.53	41.37	22.87	54.94	32.70	0.51	0.14
計		831	44.58	284,700	857	382.01	363.47	105.11	71.11	121.39	60.93	0.51	4.43		
21	しゅんぎく	春どり	4～6	77	1.83	17,500	833	15.19	14.01	10.10	1.40	2.51			
		秋冬どり	10～3	205	7.90	63,800	1,977	156.14	150.99	114.32	15.48	20.51			0.67
		計		282	9.73	81,300	1,762	171.33	164.99	124.42	16.88	23.03			0.67
22	レタス	春どり	5～6	52	1.44	1,000	776	11.17	10.35	3.10		7.25			
		秋どり	10～1	112	5.82	5,400	1,234	71.78	68.38	11.25	4.50	23.63	25.00	4.00	
		計		164	7.26	6,400	1,143	82.95	78.74	14.35	4.50	30.89	25.00	4.00	
23	サニーレタス	春どり	5～6	48	1.72	7,150	794	13.60	12.97	1.89		8.19	2.90		
		秋どり	10～1	84	4.13	11,380	1,219	50.33	48.39	19.56		16.65	3.48	8.70	
		計		132	5.85	18,530	1,094	63.94	61.36	21.45		24.83	6.38	8.70	
24	九条ねぎ	年間	年間	364	67.42	421,300	1,570	1,058.39	1,048.20	176.33	123.00	81.43	289.64	8.61	369.19
25	細ねぎ	年間	年間	128	12.71	35,600	751	95.37	90.82	15.25	16.00	24.91	33.90		0.76
26	たまねぎ	普通	5～6	626	77.77		2,359	1,834.09	1,625.17	172.85	8.25	234.01	21.60	1,024.15	164.31
27	菜の花	普通	12～3	229	19.27		329	63.25	61.12	36.69	4.90	16.99		2.50	0.04
28	アスパラガス	普通	3～8	44	2.97	15,700	476.00	14.12	13.50	3.44	1.00	8.71		0.10	0.25

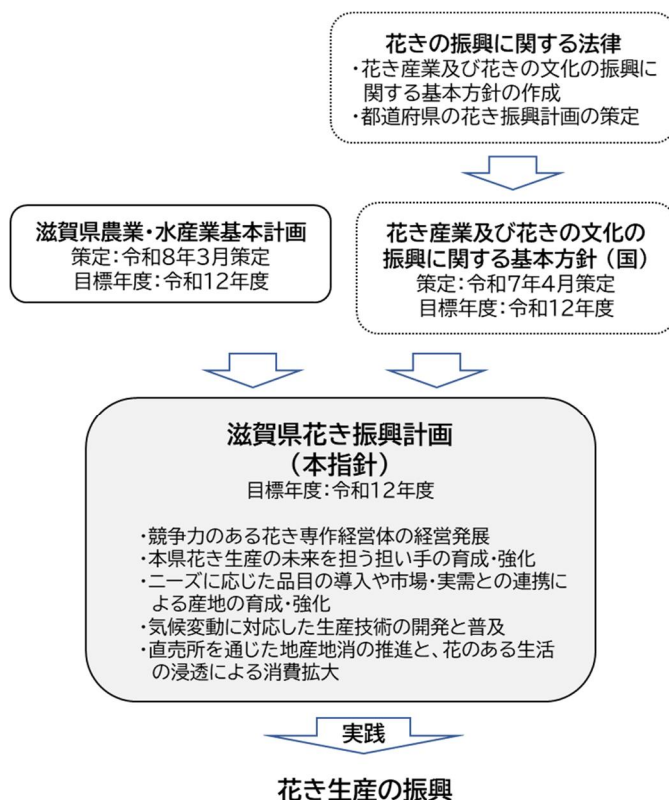
No	品目	作型	主な収穫時期	栽培農家戸数	作付面積			107-ルあたり収量	生産数量	販売数量の内訳					
					延べ面積	施設栽培面積	kg			生食用			加工用		
										市場出荷	直売	契約	農協	個人	
					ha	m	t								農協
29	なす	施設	4~9	83	4.29	42,947	2,055	88.05	82.39	31.37	4.01	45.83		0.58	0.60
		露地	6~10	577	19.44	42,947	1,003	194.79	183.28	3.08	16.50	138.90		23.98	0.82
		計		660	23.72	85,894	3,058	282.83	265.67	34.45	20.51	184.73		24.56	1.42
30	トマト	施設半促成	5~7	149	11.38	112,660	5,641	642.06	618.51	142.08	24.80	290.61	159.96	0.06	1.00
		施設抑制	10~12	119	14.80	148,025	4,388	649.23	633.06	269.94	4.63	234.97	122.42		1.10
		露地普通	6~8	211	13.74	2,035	279.50	234.06	0.86	1.75	65.46				166.00
		露地抑制	8~10	28	1.23	313	3.84	3.36			0.10	3.26			
		計		507	41.15	260,685	3,827	1,574.64	1,488.99	412.87	31.28	594.30	282.39	0.06	168.10
31	ミニトマト	施設	9~6	90	6.70	62,633	2,637	176.79	169.51	55.84	0.75	59.30	53.60		0.02
		露地	6~9	148	1.85	409	7.56	7.08			0.40	6.68			
		計		238	8.55	62,633	2,156	184.35	176.58	56.24	0.75	65.97	53.60		0.02
32	ピーマン	施設・露地	6~8	245	3.75	3,940	1,015	38.04	35.39	1.91	0.10	33.21		0.17	
33	とうがらし	施設・露地	6~8	297	3.91	2,780	705	27.52	26.03	4.66	0.10	21.27			
34	きゅうり	施設半促成	3~6	137	15.24	151,750	5,890	897.65	782.32	564.68	41.00	79.85	77.88	3.56	15.35
		施設抑制	9~12	109	12.32	121,134	5,016	617.91	607.37	355.07	20.50	61.53	153.30	4.56	12.41
		露地	6~8	374	8.49	1,189	100.89	96.04	15.26	0.25	80.08		0.45		
		計		620	36.05	272,884	4,484	1,616.44	1,485.73	935.01	61.75	221.45	231.18	8.57	27.76
35	かぼちゃ	普通	7~8	523	26.48	681	180.07	173.66	46.90	2.00	108.30	13.31	2.10	1.06	
36	うり	普通	7~9	79	2.10	1,412	29.59	28.24	18.67		9.57				
37	まくわ	露地	7~8	228	9.26	669	61.92	55.54	15.97		39.57				
38	メロン	施設	6~7	133	14.04	142,340	2,446	343.31	339.83	6.72		332.81		0.30	
39	すいか	普通	6~8	215	20.08	9,190	2,030	407.56	395.67	45.78		349.89			
40	いちご	施設	12~6	226	26.41	264,457	2,947	777.96	739.05	64.37	12.50	609.89	40.20	1.00	11.09
		露地	5~6	3	0.50	105	0.52	0.52			0.42			0.10	
		計		229	26.91	264,457	2,894	778.48	739.57	64.37	12.50	610.31	40.20	1.00	11.19
41	スイートコーン	夏どり	7~8	212	21.84	3,200	895	195.45	187.23	2.76	8.00	167.77	8.70		
		秋どり	10~11	40	5.64	1,100	755	42.58	38.44	3.95		33.89	0.60		
		計		252	27.48	4,300	867	238.03	225.67	6.71	8.00	201.66	9.30		
42	さいとう	施設・露地	6~8	117	3.42	200	554	18.95	17.01	3.10		13.91			
43	きやえんどう	普通	5~6	188	3.18	100	537	17.03	14.92	8.21		6.71			
44	美えんどう	普通	5~6	203	2.48		501	12.41	11.94	4.21		7.73			
45	えだまめ	普通	6~8	205	10.76		354	38.00	34.52	7.60		24.72	2.10	0.10	
46	みつば	施設	年間	12	2.01	20,024	2,432	48.87	46.75	2.44	43.00	1.31			
主要野菜 計					13,840	1,440.28	3,489,328	28,582.86	27,164.19	6,611.39	2,005.88	5,859.00	2,794.35	4,940.89	4,952.69
伝統野菜	下田なす	普通	6~10	18	1.02		1,656	16.89	16.20	7.50		5.70	0.80	2.20	
	山田だいこん	普通	11~12	2	0.21	100	715	1.50	1.50		1.50				
	杉谷なすび	普通	7~9	5	0.19		3,412	6.60	6.28	3.75		0.62	1.42	0.49	
	杉谷とうがらし	普通	7~9	18	0.15		3,647	5.52	5.26	3.32		1.90	0.03	0.01	
	水口かんぴょう	普通	通年	11	0.55		1,316	7.23	6.89					6.89	
	鮎河菜	普通	3~4	2	0.02		210	0.04	0.04			0.04			
	北之庄菜	普通	11~12	9	0.05		1,000	0.50	0.40					0.40	
	豊浦ねぎ	普通	10~1	5	0.07		715	0.50	0.50	0.30		0.20			
	小栗紅かぶら	普通	11~12	1	0.03		1,000	0.30	0.30					0.30	
	栗原のやまいも	普通	11	14	3.00		1,000	30.00	30.00		30.00				
	赤丸かぶ	普通	11~1	3	1.00		688	6.88	5.50		2.50		3.00		
	伊吹だいこん	普通	11~3	18	0.49		638	3.13	2.50		2.40		0.10	0.10	
	万木かぶ	普通	11~4	4	0.81		1,967	15.93	15.60		0.10			15.50	
	近江かぶら	普通	11~1	1	0.02		100	0.02	0.02		0.02				
	坂本菊	普通	11	5	0.05		60	0.03	0.03		0.03				
	守山矢島から	普通	11~1	3	0.30		3,334	10.00	10.00				10.00		
	勢平とうがらし	普通	8~10	5	0.04		79	0.03	0.03					0.03	
	大藪かぶら	普通	11~12	1	0.01		400	0.04	0.04					0.04	
	伝統野菜 計					125	8.01	100	105.13	101.09	14.87	1.50	43.51	2.25	10.50
その他野菜	白ねぎ	普通	10~3	156	41.22		1,284	528.99	484.88	237.41	60.00	79.70	20.05	0.66	87.07
	リーフレタス	年間	年間	5	16.38	163,300	4,806	787.12	630.12		23.00	2.12	379.88	225.12	
	ペビーリーフ	年間	年間	2	9.97	99,700	2,007	200.00	180.00				90.00	90.00	
	にんにく	普通	5~11	142	6.27		535	33.54	32.56	1.45		25.67	0.80	0.20	4.44
	オクラ	普通	7~9	152	3.02	1,200	740	22.32	21.86	2.00	3.00	16.86			
	エディトマ	施設	年間	41	2.71	23,200	8,747	237.03	222.82	38.00		68.82	114.00		2.00
	たちの芽	ふかし	12~3	22	2.57	500	30	0.75	0.72	0.03		0.64		0.05	
	こんにゃく	普通	10~11	13	2.44		284	6.92	6.38				0.01	6.37	
	美ざんしょ	普通	5~6	75	2.08		37	0.76	0.66	0.54		0.11			
	しよが	普通	7~10	58	2.07		656	13.56	13.14	4.53		5.61		3.00	
	ずいき	普通	5~10	32	2.07		224	4.63	4.35	2.90		1.45			
	れんこん	普通	11~1	7	1.98		392	7.75	6.72	1.60		5.02		0.10	
	その他				610	19.68	4,133	676	132.94	123.32	5.47	1.00	68.56		0.87
その他野菜 計					1,315	112.46	292,033	1,976.30	1,727.53	293.94	87.00	274.55	604.74	4.78	462.53
野菜合計					15,280	1,560.76	3,781,461	30,664.30	28,992.82	6,920.21	2,094.38	6,177.05	3,401.34	4,956.17	5,443.67

出典：青果物生産事情調査 滋賀県みらいの農業振興課調べ

花き振興指針

1 振興指針の位置づけ

本振興指針は、国が定める「花き産業及び花きの文化の振興に関する基本方針」ならびに「滋賀県農業・水産業基本計画」に即して、本県花きの振興に向け、今後取り組むべき方向と具体的な取組を示すものです。



2 現状と課題

(1) 本県の花き生産の経緯と現状

本県の花き生産は、都市近郊という立地条件を生かし、昭和40年代から平成初期にかけて京阪神市場に向けたバラ、カーネーションを中心に、キクや観葉植物の施設栽培が発展してきました。しかし、その後、全国的に花き生産が増え産地競争が激化するとともに、平成10年代に入ると景気の停滞による花き消費の伸び悩み、輸入花きの増大などの影響で市場価格の低迷が続いたことから本県の花き生産も減少傾向となりました。

このような状況の中、県では全国に先駆けて、平成17年から低コスト・省力生産に特化した露地栽培での短茎小ギクや水稻育苗ハウスを活用した加工用中輪ギクなどを、組花素材として生産振興を図ってきました。さらに近年では、湿田や獣害の多い中山間地に向けたリンドウや秋冬期の収益を見込めるユーカリなどの新規品目を推進し、市場や実需と連携し産地化を進めているところです。

一方で県内には、花き産業を取り巻く厳しい情勢を、高い技術力や他者との差別化等で乗り越えた施設専作経営体が点在しており、規模の拡大により実需の信頼を得て、本県花き生産を牽引しています。

このような新たな品目の推進と個別経営体の規模拡大等により、令和6年度の花き栽培面積は 41.7ha、栽培農家戸数は延べ 1,148 戸、花きの産出額は平成28年度の9億円から令和6年度には15億円へと増加しています。

本県産花きの出荷先は、従来からの京阪神に加え、昨今ではバラを中心に首都圏の花き卸売市場への出荷も増加しています。また、農産物直売所への出荷も全体出荷本数の約3割を占め、生産者の安定した経営を支える重要な販売チャネルとなっています。

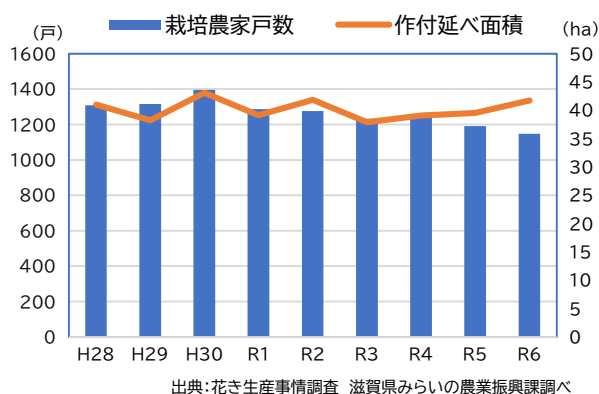


図 花き栽培農家戸数、作付け延べ面積の推移

(2) 本県の花き生産の課題

花に対する実需者や消費者のニーズは、色や形だけでなく、出荷の時期や安定性など多岐にわたっています。このような多様なニーズに応じた出荷ができるよう、市場や実需者と連携した生産・供給体制づくりが求められています。

また、生産資材費や運送費の高騰は収益性の低下をもたらし、特に近年の人手不足は、経営体において規模拡大の妨げとなっていることから、低コスト・省エネ・省力化技術の導入が喫緊の課題となっています。

加えて、特に近年の気候変動による夏季の極端な高温や干ばつによる開花遅延や品質の低下による減収等が品目を問わず大きな問題となっており、対策技術の開発と普及、品目・品種の転換など、早急な対応が求められています。

本県で最も生産者数・作付け面積の多いキク類については、高齢化などに伴い生産が減少傾向にあるものの、輪菊をはじめ、これまで進めてきた短茎小ギクや加工用中輪ギクは組花素材として市場や実需からの評価は高く、一層の生産拡大と安定した供給が求められています。

平成27年度から推進を開始したリンドウや、令和元年度から推進を開始したユウカリをはじめとする枝物類は、年々生産者および栽培面積が増加しています。今後、産地としてさらに発展していくために、品質の安定化や出荷期間の拡大により産地としての信頼と知名度を高めていく必要があります。

また、各産地での生産拡大に向けては、経営の新たな柱となる品目としての魅力を積極的に提案することで新規栽培者を掘り起こしていくことが必要です。

3 目指す産地の姿

- 花きの魅力が生産者に浸透し、各地域の気候風土の特徴を生かしながら、多様な経営体が花き生産に取り組む産地
- 実需者や消費者のニーズを分析して新たな提案を行い実践することで高い収益性を確保し、安定かつ継続的な花き経営が実現している産地

4 振興に関する方針

基本方針1 競争力のある花き専作経営体の経営発展

- ・ 生産性向上や規模拡大を図るための施設改修・整備を支援します。
- ・ 省力化、低コスト化など、それぞれの経営体が抱える課題の解決に向けた技術の実証や導入を支援します。
- ・ 雇用による労働力の確保を進めるため、教育機関等との連携を密にするとともに、就労後の円滑な技術習得や定着が進むよう、就労条件の整備や作業マニュアルの作成等を支援します。

基本方針2 本県花き生産の未来を担う担い手の育成・強化

(1) 新たな生産者の確保・育成

- ・ 花き栽培に馴染みのない水稻大規模経営体や野菜専作経営体、集落営農法人等を対象に、地域や経営体の実情に合った品目を提案することで新たな生産者を掘り起こします。
- ・ 花き主体の経営を志向する新規生産者を対象に、専業経営体と協働して研修会等を通じたネットワークづくりを進め、地域の核となる経営体を育成します。

(2) 担い手の強化

- ・ 滋賀県花き園芸協会や地域の生産者団体の研究活動や販売促進活動を支援することにより、担い手の技術及び経営力の向上を図ります。
- ・ ICTを活用したハウス内環境データの見える化とそのデータを活用した栽培管理の実証・実践を推進します。
- ・ 紫外線ランプなどの光を利用した省力的防除技術の導入、EOD 加温等の低コスト生産技術の実証・実践を支援し、経営効率の向上を図ります。
- ・ 新規参入者や規模拡大志向者への、リタイアする生産者の施設や設備等の継承を支援します。

基本方針3 ニーズに応じた品目の導入や市場・実需との連携による 産地の育成・強化

(1) 県域産地の育成と強化(キク類・枝物類)

- ・ キク類においては、需要期計画出荷に向けた開花調整技術の導入、枝物類については切り枝品質の安定化により産地としての信頼を高めます。
- ・ 優良品種や優良系統の種苗等の安定確保に向け、産地で実施可能な増殖技術の開発に取り組むとともに、開発技術の普及を進めます。
- ・ 県域での出荷箱の統一や集荷場所の集約化等により、輸送経費の縮減を図ります。あわせて、グルーピングした出荷によりロットを確保し、有利販売につながる取り組みを進めます。

(2) 地域を元気にする特産品づくり

- ・ 関係機関が連携して行う、各産地での戦略策定を進めます。
- ・ 中山間地、獣害被害地、野菜産地等、地域の特性を踏まえて推進品目(例:リアトリス、リンドウ、アスター等)を選定します。
- ・ 栽培マニュアルや経営モデルを作成し、講習会等を通じて新規栽培者の掘り起こしを進めます。
- ・ 他品目との作業競合が少ない作型や省力機械化体系の実証と導入を進め、実需が求める品質で安定出荷ができる産地の育成を進めます。

基本方針4 気候変動に対応した生産技術の開発と普及

- ・ 高温による開花抑制などを回避し、高品質な花きを計画的に出荷するため、露地栽培では、かん水設備や散水設備の導入を進めます。施設栽培では、ミ

スト散水や外気強制導入ファン、遮熱・遮光資材などの導入による高温対策を進めます。

- ・ 高温下における育苗や初期生育の安定化に向けた技術の検討を進めます。
- ・ 気候変動下での安定生産が見込める品目や品種の検討と普及を進めます。
- ・ 気候変動による生育や病害虫発生病害消長の変化等を踏まえ、栽培技術や防除体系の見直しに取り組みます。

基本方針5 直売所を通じた地産地消の推進と、 花のある生活の浸透による消費拡大

(1) 直売所を通じた地産地消の推進

- ・ 多様な経営体に対し、直売所への出荷を主体とする少量多品目の花き栽培を推進します。
- ・ 農産物直売所の立地条件や客層等に応じて、ニーズのある品目を選定し、その栽培を推進します。

(2) 花のある生活の浸透による花の消費拡大

- ・ 若い世代に花に親しんでもらい、家庭での消費を拡大するため、児童や生徒、親子を対象としたフラワーアレンジメント教室等、花育の取組を進めます。
- ・ 県、生産者組織、生花店、市場等で構成する花の国づくり滋賀県協議会の活動を通じて、県産花きの魅力をPRするとともに、花のある暮らしを提案し、花きの消費拡大を図ります。

5 目標

項目	現状 (令和6年度)	目標 (令和12年度)
1億円以上の売上を維持または 目指す産地・経営体数	5	8
花き部門の売り上げが200万円 以上の経営体数	45	70

【参考データ】

表 主要品目の栽培農家戸数

(単位：戸)

	年産 品目	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
		1	輪菊	20	35	44	58	65	54	48	46
	加工用中 輪ギク	-	-	-	36	36	28	27	23	22	12
2	小菊	352	394	371	354	354	340	318	334	311	286
	短茎小菊	159	171	189	183	207	156	190	173	132	111
3	カーネーション	3	4	4	4	7	7	14	12	8	3
4	ばら	15	15	12	12	11	11	12	11	10	9
5	ストレリチア	12	12	12	12	11	12	12	9	9	8
6	ユリ	28	29	31	26	27	28	29	30	27	24
7	ストック	81	77	76	82	71	77	84	83	77	75
8	洋らん類	4	4	4	4	4	5	5	5	5	5
9	観葉植物	4	6	5	10	9	10	11	11	12	12
10	花壇苗	49	68	51	61	50	47	54	52	34	46
11	ユーカリ	-	-	-	-	-	11	17	31	40	62
12	リンドウ	-	-	-	11	22	34	45	47	57	36
合計		568	644	610	634	631	636	649	671	632	603

出典：花き生産事情調査 滋賀県みらいの農業振興課調べ

表 主要品目の作付面積

(単位：a)

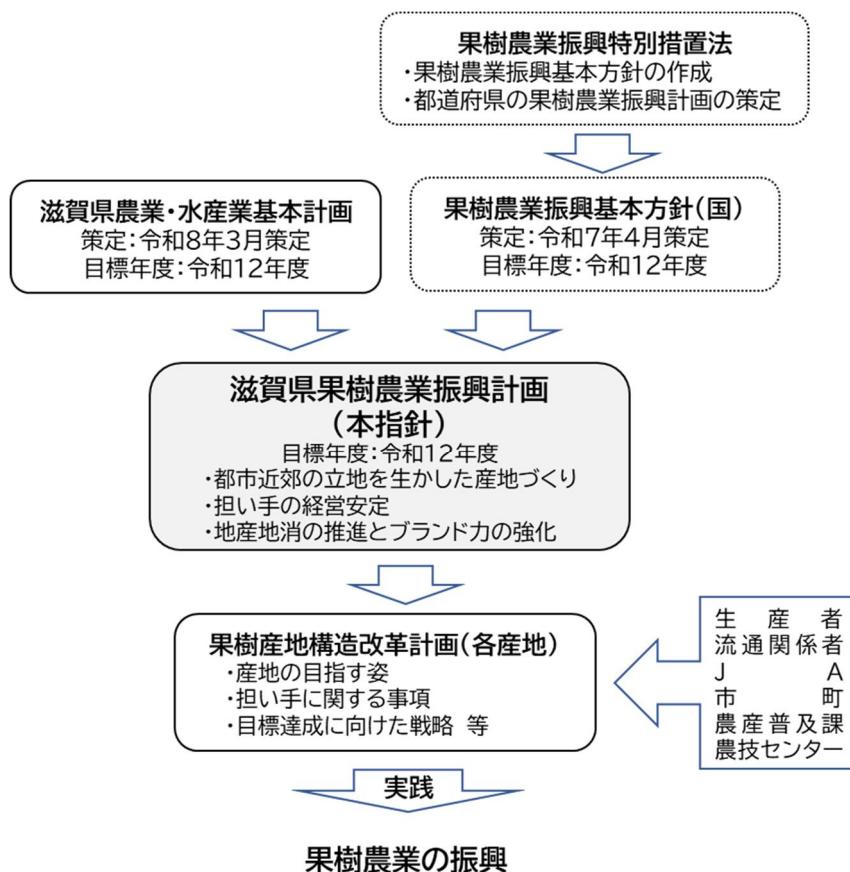
	年産	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
	品目										
1	輪 菊	654	683	493	564	417	453	398	416	405	391
	加工用中 輪 ギク	-	-	-	79	97	91	89	80	74	39
2	小 菊	1,129	1,242	1,172	1,261	1,030	1,110	991	1,020	999	883
	短茎小菊	549	371	546	617	622	455	674	673	562	470
3	カーネーション	48	49	46	44	26	27	28	21	18	18
4	ば ら	494	494	515	729	698	666	525	538	538	471
5	ストレリチア	451	316	261	315	315	315	315	315	315	280
6	ユ リ	22	21	20	21	22	21	19	19	15	16
7	ス ト ッ ク	77	73	71	84	80	85	87	85	68	74
8	洋らん類	52	52	47	67	84	115	115	109	109	102
9	観葉植物	64	54	52	61	55	61	61	61	57	57
10	花 壇 苗	168	176	196	189	188	159	123	115	114	120
11	ユ - カ リ	-	-	-	-	-	144	198	320	344	525
12	リ ン ド ウ	-	-	-	13	28	44	61	71	86	69
合 計		3,159	3,160	2,873	3,348	2,943	3,200	2,921	3,090	3,068	3,006

出典：花き生産事情調査 滋賀県みらいの農業振興課調べ

果樹振興指針

1 振興指針の位置づけ

本振興指針(滋賀県果樹農業振興計画)は、国が定める「果樹農業振興基本方針」ならびに「滋賀県農業・水産業基本計画」に即して、本県果樹農業の振興に向け、今後取り組むべき方向と具体的な取組を示すものです。



2 現状と課題

本県の主な果樹栽培品目は、ぶどう・なし・いちじく・かき・もも・くり等で、都市近郊の立地を活かして、農産物直売所や観光果樹園を主な販売先とする産地が形成されています。直売所等への出荷割合は約80%を占め、県内各地で旬の味覚の提供と賑わいのある地域づくりに貢献しており、県民と滋賀の果物がある「幸せ」を共有しています。

一方で、令和6年度の果樹の産出額は全国47位の11億円と少なく、県産果実への県民からの需要に応えられておらず、市場や直売所からは更なる生産拡大が求められています。

滋賀県は水田農業が主体で畑地が少ないことから、これまでは果樹の生産拡大が

難しい状況にありましたが、土壌条件や降雨の影響を受けにくい根域制限栽培等の技術開発により新規園地拡大が可能となり、水田における高収益作物の推進の動きと相まって、果樹栽培への関心は高まっています。

また、初期投資を抑制するため、農業技術振興センターで開発したいちじくの簡易雨除け施設や、ぶどう・なしの低コスト簡易棚の普及も進みつつあり、これらの取組によって、近年は甲賀地域や東近江地域等で新たな産地が形成され、令和元年度から令和6年度の5年間で栽培面積は205ha から223ha へと増加しています。

一方、既存産地においては、今後高齢化による廃園等が想定され、スマート農業等の新たな技術導入による労働生産性の向上や、円滑な園地および技術の継承が課題となっています。

加えて、近年の気候変動による影響が高品質果実の安定生産を妨げており、気候変動対策技術の開発とその普及、品目・品種の転換など、早急な対応が求められています。

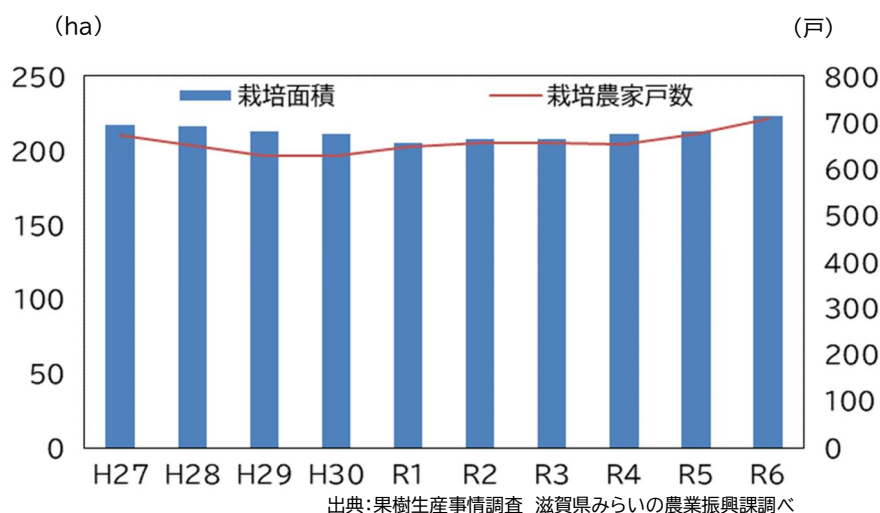


図 果樹栽培面積・栽培農家戸数の推移

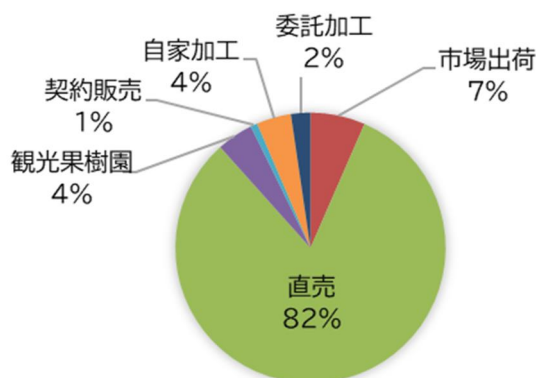


図 県内産果実の販売先(重量ベース)(令和6年度)

表 ぶどう根域制限栽培、なし低樹高栽培等の導入状況(令和7年度末時点)

ぶどう

根域制限栽培		簡易棚		左の組み合わせ	
面積(m ²)	戸数	面積(m ²)	戸数	面積(m ²)	戸数
89,630	62	42,151	50	38,611	44

なし

低樹高栽培		簡易棚		左の組み合わせ	
面積(m ²)	戸数	面積(m ²)	戸数	面積(m ²)	戸数
28,468	28	18,568	25	17,568	24

出典:滋賀県農業技術振興センター調べ

3 目指す産地の姿

- 直売所や市場出荷などの多様な販売ルートで、継続的に高品質な果実を供給できる産地
- 核となる担い手を中心に多様な経営体が参画し、一定の規模を持つことで地域に豊かさをもたらす産地

4 振興に関する方針

基本方針1 都市近郊の立地を生かした産地づくり

(1) 品目や地域の特徴を生かした産地育成

卸売市場や量販店を通じた地産地消を担う「市場出荷型産地」の育成

いちじく、かき、ぶどう、なし等については、卸売市場との連携を深め、そのニーズに応じた生産により、県内外の量販店等、安定的な販路の確保に努めます。また、鮮度保持のための予冷施設の整備を進め、市場や量販店からの信頼確保に努めます。

直売主体の産地においても、生産拡大を目指す品目においては、生産量の拡大に応じて市場出荷への展開を図ります。

観光果樹園・直売所への来訪を促す「誘客型産地」の育成

県内の常設農産物直売所は、令和7年度時点で約70か所あり、県内農産物の販売拠点として定着しています。なかでも果実は、道の駅や農産物直売所等への出荷割合が80%を超え、主要な販路となっています。

観光・直売に適した品目・品種の導入を図るとともに、消費者が購入しやすい荷姿、さらには新たな食べ方の提案等を行い、消費者のニーズを的確に捉えた生産・販売に努めます。また、多彩な品目の導入や販売期間の延長、近隣の観光施設等と連携したPR活動など、果樹園を中心に誘客を促進する取組を進めます。

上記取組の実践により消費者や実需者に選ばれる産地の実現を図るには、各産地が戦略を持ち、ニーズに対応した果実を安定的に生産することが重要です。関係機関と連携し、振興品種や担い手の育成、販路開拓等に係る方針を産地自らが定める果樹産地構造改革計画の策定を推進するとともに、その実現に向けた取組を支援します。

また、新規産地の育成にあたっては、土地改良事業等との連携により、まとまった規模での産地育成を進め、地域の特産品としての地位の確立を目指します。

(2) 新規果樹栽培者の確保・育成

JA等によるトレーニングファームや、市町、NPO法人等が実施する栽培体験などの取組を推進し、就農前段階での果樹栽培へのきっかけづくりや就農後の技術習得につなげるとともに、農業大学校や関係機関等との連携を密にし、青年農業者や定年帰農者等の新規就農者が果樹栽培に取り組みやすい環境を整えます。

また、他品目との複合経営モデルを作成し、水稻大規模経営体等に対して果樹栽培の導入を働きかけるとともに、農業会議や農業委員会、市町等と連携し、企業参入を進めます。

就農後は、関係機関と連携し早期の経営安定化に向けた研修会や個別指導を通じて技術習得を支援します。

(3) 園地や技術の継承に向けた体制の整備

既存産地においては、生産者が高齢化した場合等に第三者への円滑な園地継承が行えるよう、産地として新規栽培者を受入れ、地域の担い手として育成する体制づくりを支援します。

(4) 滋賀県果樹組合連合会の活動を通じた産地の活性化

滋賀県果樹組合連合会の活動を通じて、産地および生産者間の連携を深めるとともに、生産技術の向上、果実品質の高位平準化を図ります。

基本方針2 担い手の経営安定

(1) 担い手の規模拡大

規模拡大および労働生産性の向上を図るため、担い手への園地集積・集約化を進める必要があります。果樹産地においても「地域計画」の策定と実践を支援し、果樹産地構造改革計画と併せて、産地での話し合いを促進します。

また、雇用による労働力の確保を進めるため、教育機関等との連携を密にするとともに、就労後の円滑な技術習得や定着が進むよう、就労条件の整備や作業マニュアルの作成、果樹組合連合会の活動を通じたつながりづくりなどの取組を推進します。

(2) 水田に適応した安定生産技術の確立と普及

水田が耕地面積の93%を占める本県において果樹栽培を拡大するには、水田の活用が不可欠となります。水田転換ほ場においても安定して高品質果実の生産ができるよう、根域制限栽培等の水田に適応した生産技術を検討し、その確立と普及を進めます。

(3) 生産基盤の整備による労働生産性の向上・初期投資の抑制

生産基盤の整備については、生産性の低下した老木の改植をはじめ、果実の安定生産・安定供給を図るため、暗渠の設置等の土壤改良、灌水施設の設置、果樹棚や防鳥・防蛾ネット、多目的防災網、獣害防止柵の設置、さらに選果機や選果場等の整備を進めます。

また、省力樹形の開発・普及を進めるとともに、ロボット草刈り機等のスマート農業機械の導入を進め、労働生産性の向上を図ります。加えて、低樹高栽培や簡易棚の導入により早期成園化や初期投資の抑制につなげます。

(4) 優良品目、品種の導入による需要への対応

県産果実を求める消費者・実需者ニーズに対応した品目、品種の生産拡大を進めます。具体的には、試験研究における成果や市場動向等を見据えて植栽品目や品種を選定し、水田や未利用農地・施設を活用して、新植による生産拡大を進めます。

既存産地については、計画的に優良品目、品種への改植を進めて産地の活性化を図り、生産拡大を進めます。

(5) 気候変動への対応

果樹栽培においても地球温暖化等の気候変動による影響が見られ、特に夏の高温による、ぶどうの日焼け果・着色不良や、なし・いちじく・ももの果肉障害が発生して

います。また、暖冬による発芽障害や、凍霜害が発生し、品質・収量が低下する原因となっています。

加えて、病害虫の発生時期の変化や発生回数の増加等により、これまでと同様の防除体系では十分な被害防止効果が得られない年も増えています。

については、気候変動による被害の回避・軽減に向けて、影響を受けにくい品目・品種の検討と普及を進めるとともに、灌水設備の整備や遮光資材の活用等の取組を推進します。

また、気象データの活用や栽培環境条件による影響を調査し、防除体系の見直しを進めるとともに、試験研究における成果の活用等により、リスク軽減に取り組まします。

(6) 自然災害等に対するリスクマネジメントの推進

激甚化・頻発化する気象災害や、鳥獣・病害虫による被害など、果樹経営には様々なリスクが伴います。これらリスクを把握し、必要な対策を適切に講じるため、事業継続計画(農業版 BCP)の策定を働き掛けるとともに、農業保険への加入や施設の強化等の取組を推進し、担い手の経営安定を図ります。

基本方針3 地産地消の推進とブランド力の強化

(1) 安全・安心な果実の生産拡大

ぶどう、くりにおいては、環境こだわり農産物認証面積が栽培面積の過半を超えており、いちじくについても認証面積が栽培面積の半数近くとなっています。食の安全・安心に対する消費者ニーズに応え、環境と調和のとれた果樹農業を実現するため、引き続き環境こだわり農業の実践を推進します。

加えて、消費者の信頼確保およびリスク管理を図るため、農業生産工程管理(GAP)の実践と栽培履歴の記帳を進めます。

(2) 地産地消の推進による消費拡大

県民がどこでも県内産果実を手にとることができるよう、市場を通じた県内量販店への出荷量の増大や、県内直売所間の連携による品ぞろえ強化等の取組を進めます。

また、「『おいしが うれしが』キャンペーン」や、滋賀県果樹組合連合会、教育機関等と連携した食育や農業体験、あるいはオーナー果樹園等の取組により、消費者が県産果実にふれる機会を増やし、消費者と生産者が結びつきをもった、安定的な消費拡大を図ります。

(3) 6次産業化や農商工連携による付加価値の向上

高付加価値化や出荷規格外品の有効利用、収穫期以外の所得の確保等を目的とし、果実加工の推進を図ります。

産地自らの加工に加え、OEM の活用や農商工連携による取組を進め、新たな需要および販路を開拓し、県産果実の知名度向上、農業所得の向上および地域活性化を図ります。

また、安定的な加工原料の供給に向け、加工を前提とした栽培体系や品種の検討に加え、加工施設等の整備を図ります。

(4) 果樹生産を通じた地域活性化

県内各地域で、新たな特産品づくりにより交流人口を増やし、地域を元気にする取り組みが始まっています。

果樹生産を通じた地域活性化の実現に向け、地域の特性を生かし生産者や食品加工業者、観光事業者、大学、市町などの関係機関が連携した取組を推進します。

5 品目別振興方策

土地および労働生産性が高く、都市近郊の立地条件を活かせる品目を重点推進品目と位置付け、産地の育成を図ります。

各品目の振興にあたっては、環境こだわり農業を推進するとともに、初期投資が軽減できる低コスト施設の導入、水田転換ほ場における湿害対策技術や気候変動に対応する高品質生産技術の確立と普及を進め、経営の早期安定化を図り、生産拡大を目指します。

【重点推進品目】

品目	振興方策
ぶどう	<ul style="list-style-type: none"> ○ 消費者ニーズの高い品種や、作期分散に有効な品種の導入と、各品種に応じた安定生産技術の確立および普及を図ります。 ○ 根域制限栽培や改良型仕立て等、高品質・軽労栽培技術の導入を進めます。 ○ 気候の影響を受けにくく市場性が高い品種(「シャインマスカット」等)の生産拡大を図ります。 ○ 赤色大粒品種の「竜宝」、「紅伊豆」、「紅富士」は本県が主要栽培県であり、これらを主体に、青・黒色大粒品種を組み合わせる生産振興し、販路拡大を進めます。 ○ 県内で栽培面積が最も多い「マスカット・ベリーA」は、生食用と併せて醸造原料など広い用途への活用を進めます。 ○ 加工需要への対応や、醸造用ぶどうの生産拡大を進めます。
なし	<ul style="list-style-type: none"> ○ 直売所での需要が高いことから、極早生・晩生の優良品種を導入し、7～11月の長期出荷を進めます。 ○ 低樹高栽培やV字ジョイント栽培など、早期成園化・労働生産性の向上を可能とする新技術の導入を進めます。 ○ ブランド力を高めるため、非破壊検査機の導入等、品質保証の取組を進めます。 ○ 着果安定を図るため、混植、訪花昆虫の導入に加え、人工授粉用花粉の自家採取体制の整備等を進める。 ○ 市場出荷を行う産地については、産地規模の拡大を図るとともに、効率的な集出荷体制を整備し、安定出荷を目指します。
いちじく	<ul style="list-style-type: none"> ○ 収穫時期の拡大や出荷量の安定化を図るため、ハウス栽培や簡易雨よけの導入を進めます。また、夏季の高温対策技術や凍霜害対策を進め、安定生産を図ります。 ○ 水稲育苗ハウス等を利用したポット栽培の導入を進めます。

	<ul style="list-style-type: none"> ○ 集出荷体制や予冷施設等の整備、流通コスト低減などを進めます。 ○ 市場出荷は「ドーフィン」を主体としつつ、販売先に応じた優良品種の導入を進めます。
--	--

【推進品目】

もも	<ul style="list-style-type: none"> ○ 早期出荷と商品化率の向上を図るため、早生・中生品種を主体に品種導入を進めます。 ○ 高品質化技術、省力栽培技術の確立と普及を図ります。 ○ 高品質果実の安定出荷に向け、非破壊検査機等の整備を進めます。
かき	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市場出荷を主体に直売を組みあわせ、既存産地の維持発展を図ります。 ○ 生産性の低下した老木について、早生品種への改植を進めます。 ○ 根域制限栽培や低樹高仕立てによる作業性の改善を進めます。 ○ 果実加工の推進を図ります。
くり	<ul style="list-style-type: none"> ○ 観光果樹園および直売を主体とした産地の育成を図ります。 ○ 剥皮性が高い「ぼろたん」等、優良品種の導入と作期分散を図ります。 ○ 低樹高仕立てにより作業性の改善を図ります。
かんきつ類 ベリー類 おうとう オリーブ 等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域の戦略に合った品目、品種の選定を図ります。 ○ 地域特産物の育成に向け、果実加工の推進を図ります。

6 品目別の販売用栽培面積および出荷量の目標

区分 品目	栽培面積(ha)				出荷量(t)			
	R1	R6 (現状)	R12 (目標年)	R17 (10年後)	R1	R6 (現状)	R12 (目標年)	R17 (10年後)
ぶどう	46	47	52	57	311	346	416	456
日本なし	38	42	47	51	474	611	705	1020
いちじく	7	8	9	11	58	77	108	165
もも	6	6	6	6	37	43	60	60
かき	34	34	34	34	193	196	196	196
くり	48	53	51	48	15	14	13	13
ブルーベリー	10	10	10	10	30	31	31	31
その他※	16	24	30	30	54	54	54	54
合計	205	224	239	247	1,172	1,372	1,583	1,995

出典：果樹生産事情調査 미래の農業振興課調べ
 その他：うめ、かんきつ類、きいちご類、おうとう、りんご、びわ等の合計

7 栽培に適する自然条件に関する基準

適地適作による高品質果実の安定生産を図るため、品目別の栽培適地の基準を下記のとおりとします。なお、近年増加しつつある地球温暖化が原因の一つとみられる生理障害等については、産地と関係機関が連携し、実態の把握や対策技術の確立・普及に努めます。

区分 品目	県内適応地域	平均気温		冬期 最低 極温	低温要求 時間	降水量 4/1～ 10/31	気象被害を 防ぐための基準
		年	4/1～ 10/31				
ぶどう	県内全域	7℃ 以上	14℃ 以上	-20℃ 以上	巨峰： 500時間以上	欧州種： 1,200mm 以下	枝枯れや樹の倒壊を防ぐため、凍害および雪害を受けやすい北向きの傾斜地での植栽は避けること。 着色系の品種は、水回り期から収穫期の平均気温が27℃以上の場合、環状剥皮処理等の着色対策を施す。
日本なし	県内全域	7℃ 以上	13℃ 以上	-20℃ 以上	幸水： 800時間以上	—	花器・幼果の障害を防ぐため、蕾から幼果期に降霜が少ないこと。
いちじく	県内全域 ただし、最低気温が-6℃を下回る地域は避ける。	13℃ 以上	18℃ 以上	-6℃ 以上	—	—	新梢の枯死を防ぐため、展葉期において降霜が少ないこと。
もも	県内全域	9℃ 以上	15℃ 以上	-15℃ 以上	1,000時間以上	1,300mm 以下	花器・幼果の障害を防ぐため、蕾から幼果期において降霜が少ないこと。
かき	甘柿 県内全域	13℃ 以上	19℃ 以上	-13℃ 以上	800時間以上	—	枝折れを防ぐため、新梢伸長期において強風の発生が少ないこと。 新梢の枯死を防ぐため、発芽・展葉期に降霜が少ないこと。
	渋柿 ただし9月以降の気温が低い地域は甘柿の渋が抜けない場合がある。	10℃ 以上	16℃ 以上	-15℃ 以上		—	
くり	県内全域	7℃ 以上	15℃ 以上	-15℃ 以上	—	—	新梢の枯死を防ぐため、展葉期に降霜が少ないこと。
ブルーベリー	県内全域	7℃ 以上	—	—	ハイブッシュ系： 800時間以上 ラビットアイ系： 400時間以上	—	

出典：果樹農業振興基本方針
注：いちじく、ブルーベリーについては、県で設定

8 近代的な果樹園経営の指標

ア) 目標とする10aあたりの経営指標(農業経営ハンドブック 令和4年度)

区分 品目		生産量 (kg/10a)	労働時間 (時間/10a)	粗収入 (千円/10a)	変動費 (千円/10a)	導入技術の内容
ぶどう	大粒系 品種	1,400	427	2,623	561	<ul style="list-style-type: none"> ○ 青・赤・黒色系品種を各々1/3導入 ○ 大粒系は一文字整枝またはH型整枝による短梢せん定栽培 ○ 根域制限は一文字整枝による短梢せん定栽培で、植栽間隔は2.5m×10m
	根域 制限 (大粒系)	1,400	451	2,623	556	<ul style="list-style-type: none"> ○ 一部被覆栽培による、病害虫発生抑制 ○ 環境こだわり農業の実施 ○ ジベレリン処理による無核栽培 ※ 想定販売比率: 市場出荷10%、直売90%
日本なし	低樹高 (極早生)	3,000	298	1,907	663	<ul style="list-style-type: none"> ○ 簡易棚は、直管パイプ等を利用して建設 ○ 植栽間隔は、樹間4m×列間3.5m ○ 主枝は1mの高さに2本配置し、主枝から発生した枝を側枝として45°に誘引 ※ 想定販売比率: 市場出荷10%、直売所90%
	低樹高 (早生)	3,000	294	1,787	630	
	低樹高 (中生)	4,000	298	2,265	751	
	低樹高 (晩生)	5,000	298	2,695	840	
いちじく	簡易雨除 け 地植え	2,000	421	2,055	508	<ul style="list-style-type: none"> ○ 植栽間隔は、樹間4m×列間2.7m ○ 「ドーフィン」による一文字整枝 ○ 果実の裂果等を防ぐために簡易雨除け施設を導入 ○ 光反射資材によるアザミウマ類対策・着色向上 ○ 発生予察板を利用したアザミウマ類効率的防除 ※ 想定販売比率: 市場出荷60%、直売所40%
	ハウス ポット	2,500	381	2,560	497	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「ドーフィン」を水稲育苗ハウスでポット栽培 ○ 培土量20L、もみ殻ともみ殻くん炭を混合 ○ ハウス10aあたり約800ポットを配置 ○ ロックウールキューブによる挿し木苗自家育苗 ○ 水稲育苗期間はハウス外に持ち出して管理 ※ 想定販売比率: 市場出荷60%、直売所40%
もも		1,400	308	1,600	325	<ul style="list-style-type: none"> ○ 開心自然形や二本主枝仕立て ○ 計画密植による早期収量確保 ○ せん孔細菌病対策として、防風網(サイドネット)、鳥害・夜蛾対策として、多目的ネットの設置 ※ 想定販売比率: 直売所50%、庭先50%

注: 固定費は経営規模等に応じて異なるため省略

イ) 効率的かつ安定的な果樹園経営の経営類型

【果樹専作】

品目	経営規模 (ha)	作付面積 (ha)		反収 (kg/10 a)	10a 労働時間 (時間)	10a 変動費 (千円)	主たる従事者 (人)	労働時間(時間)		粗収益 (千円)	経営費合計 (千円)	総所得 (千円)
								主たる従事者 (1人)	雇用(臨時)			
なし (低樹高)	1	極早生	0.2	3,000	298	663	2	1,423	122	21,358	13,436	7,922
		早生	0.3	3,000	294	630						
		中生	0.3	4,000	298	751						
		晩生	0.2	5,000	298	840						
ぶどう	1	大粒赤	0.3	1,200	448	451	2	1,446	1,364	24,820	15,325	9,495
		大粒青	0.4	1,500	416	656						
		大粒黒	0.3	1,500	416	576						

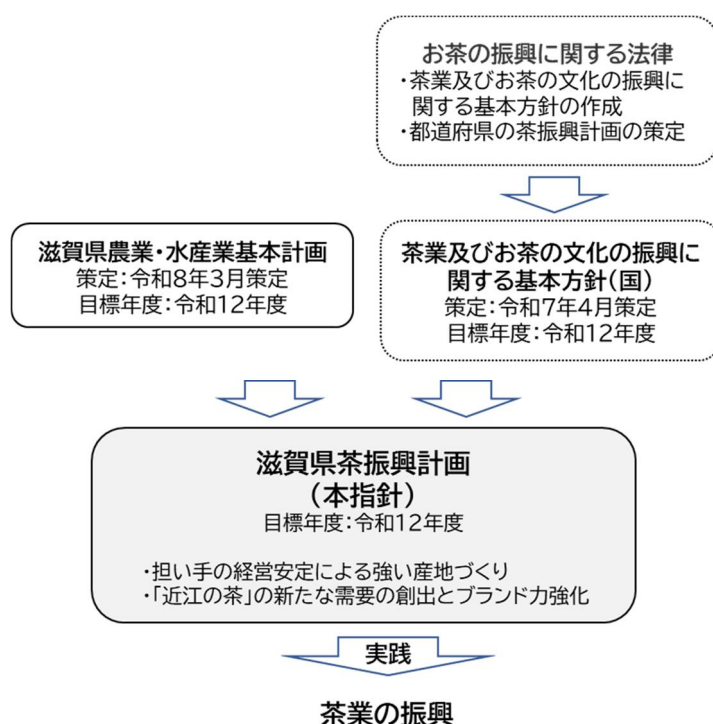
9 目標

	現状 (令和6年度)	目標 (令和12年度)
1億円以上の売上を維持または目指す産地・経営体数	5	9

茶振興指針

1 振興指針の位置づけ

本振興指針は、国が定める「茶業及びお茶の文化の振興に関する基本方針」ならびに「滋賀県農業・水産業基本計画」に即し、次世代を担う本県茶生産者が自信と誇りをもって「近江の茶」の生産に取り組むことができる活力ある産地の実現に向け、今後取り組むべき方向と具体的な取組を示すものです。



2 現状と課題

お茶は、古くから日本人の文化や生活と深く結びつき、「やすらぎ」や「くつろぎ」のある豊かで健康的な生活に寄与してきました。また、茶は地域産業を支える基幹農作物であるとともに、中山間地域や小規模な産地においては地形や歴史を活かした産業・産品として地域振興に貢献しています。

近年、食生活の変化や多様化から、若年層や中年層を中心に急須でお茶を淹れる機会が減っており、これに伴いリーフ茶を中心に国内消費量は長期にわたる減少が続いています。一方、ペットボトルの緑茶飲料は、その利便性から幅広い世代の支持を得て消費が拡大しています。

また、海外に目を向けると、抹茶等の需要拡大により、茶の輸出は過去最高を記録しています。「近江の茶」においても、てん茶への転換など、急拡大する海外需要に対応できる体制の整備が求められています。

茶価については、長期にわたる低迷が続いていたものの、令和6年度後半からの海外の粉末茶需要の急拡大により、令和7年度はてん茶に加え、せん茶やかぶせ茶、さらには秋番茶の価格も高騰しました。価格の上昇は望ましい一方で、消費者が手に取りやすい価格帯の商品の不足により、国内消費の減少に拍車がかかることも懸念され、茶育など、将来の消費につなげる取組の重要性が増しています。

生産面においては、担い手の高齢化による離農のさらなる進展が予測され、産地規模を維持するためには、機械化やスマート農業技術の導入等による労働生産性の向上や、繁忙期の労働力確保、地域の核となる法人経営体等の育成と茶工場の集約化などが喫緊の課題となっています。

急激に変化する海外需要など先が見通せない状況の中、「近江の茶」が実需者、消費者の双方から評価される産地として維持発展を図るには、「国内向けのリーフ茶」、「輸出を主体としたてん茶」を二本柱とし、産地規模を維持しつつ高い品質で他産地との差別化を図ることが必要であり、生産者・関係機関が一体となった取組が求められています。

3 近江の茶産地の概要

滋賀県の茶産出額は7億円、販売用茶園面積は 263ha(令和6年度)で、昭和 50 年代の 1,330ha をピークに減少が続いています。

主な産地は甲賀市と日野町で、県内販売用茶園面積の 93.9%を占めています。

甲賀市土山地域や日野町など比較的平坦な地域と、甲賀市信楽地域の山間急傾斜地に大別され、それぞれ特色のある茶生産が行われています。

信楽地域の急傾斜の茶園は機械化が難しいため、生産者の経営規模は小さいものの、昼夜の寒暖差の大きい気象条件を活かした高品質な「せん茶」を中心に生産が行われています。

一方、土山地域、日野町などの比較的平坦な地域では、乗用型の茶園管理機や防除機の導入による規模拡大が進んでいます。近年は、拡大する抹茶需要に対応し、「せん茶」、「かぶせ茶」から、「てん茶」への転換も進みつつあります。

甲賀市、日野町以外に、東近江市の政所地域では、在来品種を維持した昔ながらの茶園風景が首都圏・海外からの来訪者に人気を博しています。この他、高島市では生産組合・農協・直売施設が連携して地産地消に取り組みられるなど、生産量は少ないものの歴史ある産地が県内には点在しています。

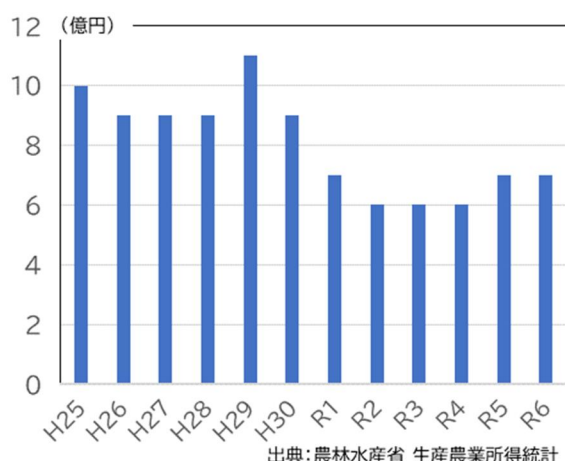


図 滋賀県茶産出額の推移

表 市町別販売農家茶園面積(R6年)

	(ha)
甲賀市	239.9
東近江市	7.7
日野町	6.6
高島市	1.5
長浜市	5.6
その他	1.3
計	262.6

出典: 茶生産実態調査 滋賀県みらいの農業振興課調べ

4 目指す産地の姿

高品質な「近江の茶」が安定的に生産され、国内需要と輸出の両方に対応できる産地

- ・省力化機械やICT技術の導入等により、効率的な茶生産が行われる産地
- ・経営感覚に優れた担い手が、需要の変化に対応しオーガニック茶等の特徴ある茶種の生産や輸出に積極的に取り組む、活力ある産地
- ・地域の活性化に貢献しつつ、人と環境にやさしい持続可能な茶生産が行われる産地

5 振興に関する方針

基本方針1 担い手の経営安定による強い産地づくり

(1) 茶業振興に向けた戦略策定

産地の特色や強みを活かした茶生産を促進し、産地の維持・発展を図るため、生産者の話し合いに基づく戦略の作成や見直しを進めます。

戦略作成にあたっては、茶園の利用状況や担い手(認定農業者や地域計画の農業を担う者)への集積状況、将来の園地動向や茶工場の利用状況等に関する情報を整理し、担い手への茶園集積や茶工場の再編整備につなげます。

(2) 担い手の強化および新規就農者の確保・育成

ア 担い手の強化

経営規模の拡大を進める法人経営体や認定農業者等の担い手への茶園集積は、令和6年度には80%を超えています。地域計画や産地戦略に基づき、茶園の流動化・集約化および飛び地となる園地等の解消を促進し、さらなる生産効率の向上を図ります。

また、茶園や新規就農者の受け皿となるとともに、周辺農家の加工受託が可能な茶工場を有し、地域の核となる法人経営体を育成します。

イ 新規就農者の確保・育成

茶生産は荒茶加工施設の確保等が障壁となり新規参入が難しいことから、親元就農による経営継承が主体となっていました。産地の維持・拡大には、親元就農だけでなく、産地外からの意欲ある新規就農者の確保・育成が必要です。

指導農業者や法人経営体による就農希望者の研修の受け入れや、就農後の技術指導体制の構築を進めます。新規参入者においては、技術習得と併せて茶園集積や

茶工場の確保など経営基盤の整備に向けた支援体制を構築し、認定農業者への移行を進めます。

また、全国的な人手不足により、茶産地においても繁忙期の人手の確保が難しくなっています。経営体間での繁忙期の労働力の融通や地域内外の他品目・他産業の人材活用、アプリ等を利用した外部人材の募集等の取組を検討・推進します。

(3) 生産体制の強化による産地規模の維持・拡大

ア 需要を見据えた品種への改植

近年、品種転換を伴う改植が進みつつあるものの、依然として経済樹齢と言われる30～35年を超える茶園が多く存在し、品種は「やぶきた」に偏重しています。新たな消費者ニーズに対応し競争力を高めるため、需要を見据えた品種への計画的な改植を進めるとともに、早晩性の異なる品種の導入により収穫・製茶作業の分散化を図ります。

イ 製茶作業の効率化・低コスト化

施設については、荒茶加工施設、防霜ファン等、多くの施設で老朽化が進んでおり、再整備が必要となっています。なかでも荒茶加工施設については、生産者の高齢化が同時に進んでいるため、共同工場や地域で比較的新しく大型の製茶工場を集中的に整備し、地域での話し合いを通じて芽を持ち寄る体制を構築し、効率化・低コスト化を進めます。

ウ 栽培作業等の共同化と省力化機械の導入

今後、担い手の高齢化・リタイアにより耕作放棄園の拡大が加速化することが予測されます。地域計画や産地戦略に基づく農地の円滑な継承を進めるとともに、栽培作業や機械の共同化、あるいは地域の担い手への作業の委託体制の構築など、産地規模の維持に向けた体制整備を進めます。

また、乗用型のコンテナ摘採機・防除機・茶園管理機などの省力化機械の導入を進めるとともに、機械化に向けた傾斜の緩和を進め、少ない労力で効率的に管理できる茶園づくりを進めます。

エ 低コスト・省力栽培体系の確立と普及

滋賀県では一番茶、二番茶および秋冬番茶の年3回収穫体系が一般的ですが、人手不足と夏季の高温化が進む中、二番茶の収穫に要する労力的な負担が大きくなっています。ついては、二番茶を収穫しないことによる、低コスト・省力栽培体系を確立し、経営の一部に取り入れることで経営体当たりの栽培可能面積を拡大し、産地規模の維持につなげます。また、二番茶を収穫しないことによる温室効果ガス低減効果

を見える化し、環境保護に意識の高い消費者にアピールすることで、有利販売につながります。

(4) 気候変動への対応とリスクへの備えの推進

ア 気候変動への対応

近年の気候変動の影響により、生育時期のずれや要防除害虫の増加などが発生しており、従来の栽培体系を見直す必要が生じています。施肥時期や施肥量、防除時期、せん枝時期や程度といった基本的な栽培体系の見直しを図り、気候変動下での安定生産につなげます。

また、担い手への茶園集積が進むとともに、「やぶきた」以外の品種への転換や被覆栽培茶などの多様な茶種の生産が拡大しており、各園や品種、茶種ごとの生育の把握が困難となっています。そこでICT技術を活用し、品種や栽培方法(被覆など)に応じた一番茶生育予測システムや、害虫発生予測システムの開発・実証を進めます。

イ リスクへの備えの推進

茶経営においてリスクとなる、凍霜害、干害などの自然災害や燃油価格の上昇、販売価格の下落などに備え、収入保険制度や燃油価格高騰対策事業(茶セーフティネット構築事業)への加入を進めます。また、産地においては、担い手間での連携を深め、災害や病気などの不測の事態が発生した際の共助体制の構築に向けた検討を進めます。

(5) 持続的な茶生産の取組推進

持続的な茶生産に資するため、環境こだわり農業等の環境に配慮した栽培を今後も推進します。

また、GAP(農業生産工程管理)の実践は、食品の安全確立による消費者等との信頼醸成や、自然環境の保全、生産者の労働安全等につながり、持続的な農業生産に大きく寄与する取組です。

特に近年は、担い手の高齢化が進むなか、産地に新規就農者や雇用者を迎え入れるために安全で作業しやすい環境整備の重要性が増しており、引き続き、GAPの導入と実践を支援します。

基本方針2 「近江の茶」の新たな需要の創出とブランド力強化

(1) 輸出に向けた体制整備

抹茶を中心とする茶の海外需要が急拡大しており、茶の輸出量もこれまでにない伸びとなっています。「近江の茶」においても、この海外需要を取り込むため、茶商業者・流通業者と連携して輸出相手国・地域ごとの嗜好性や需要を把握し、求められるロットに対応した生産・流通体制の整備を進めます。

ア 輸出に対応した防除体系への移行

甲賀市信楽地域では、米国向けの輸出に対応した防除体系への移行が進んでいます。輸出相手国により異なる残留農薬基準に対応する防除体系の確立を進めるとともに、産地単位などまとまった形での移行を推進します。

イ オーガニック栽培の取組拡大と有機JAS認証取得促進

輸出用茶は相手国によって残留農薬基準が異なるため、輸出先を変更することが難しく、生産と流通にミスマッチが生じる原因となっています。

オーガニック栽培に転換することにより、残留農薬基準に幅広く対応できることから、本県においても取組面積・生産者は拡大傾向にあります。しかしながら、取組年数が浅い生産者が多く、病虫害や雑草防除方法、施肥体系等の生産技術の高度化による収量確保・品質向上への支援が求められています。

有機JAS認証茶は、輸出においては、EUや北米等の実需者からのニーズが高く、有機認証制度の同等性等の仕組みを活用することにより、輸出相手国においてオーガニック茶と表示して販売することが可能となります。オーガニック栽培に一定期間取り組む生産者に対して有機JAS認証取得を促進し、販路拡大および有利販売を図ります。

ウ てん茶の生産拡大

海外を中心に抹茶の需要が高まっていることから、こうした需要に対応すべく、抹茶の原料となるてん茶の生産への転換を推進します。なお、現在は需要が供給量を大きく上回っているものの、他県さらには海外でもてん茶の生産が拡大しています。今後、需給が落ち着いた際に他産地との差別化が可能となるよう、高品質なてん茶生産を目指し、体制づくりを進めます。

てん茶工場の整備に加え、高品質かつ多収で被覆適性のある品種への計画的な改植を進めるとともに、長期被覆による樹勢低下の軽減技術の確立と普及を図ります。

(2) 新たな消費者ニーズを喚起する茶種の取組促進

お茶は日本の食文化において重要な飲料である一方、嗜好品でもあることから、消費者のニーズは簡便化志向から本格化志向まで多様化しています。

ペットボトル・ティーバッグなど手軽にお茶を楽しむことができる商品や、紅茶・新香味茶・低カフェイン茶などの渋味が少なく香りのある茶種を提案することによってお茶に親しむ裾野を広げます。また、本格化志向の消費者層に対しては、生産者や茶園の特色を付加価値として提供することができるシングル・オリジン商品やオーガニック茶等を提案するなど、新たな消費者ニーズを喚起する茶種の取組を促進します。

(3) 6次産業化や産地ブランドづくりによる販路拡大

「近江の茶」の多くは茶商業者に卸されますが、生産者が自ら商品開発・販売する取組も拡大しています。また、甲賀市土山地域では、生産者と茶商業者との連携による産地ブランド「土山一晚ほうじ」の取組みも始まっています。このような、産地の特徴や、多様な茶種を活用した6次産業化への取組みや、農商工連携による新商品開発を進めます。

特に、中山間地域においては、地形的、規模的に生産性を改善することは難しいものの、特徴ある茶製品や茶園風景を有する産地があります。歴史史跡や祭、特産物などの地域資源と連携し、都市圏の消費者を茶産地へ誘客する企画(茶園散歩や製茶体験などのコト消費等)への取組を促進し、販路開拓への展開を図ります。

(4) 「近江の茶」の認知度向上と茶の消費拡大

「近江の茶」は、茶商業者からは香気、滋味に優れた高品質茶として評価されていますが、小売段階では他産地の茶とブレンドされ販売されることが多く、一般消費者の「近江の茶」に対する認知度は低い状況にあります。

県内外でのPRによって認知度向上と消費拡大を図り、「近江の茶」としての販路拡大を進めます。

また、若い世代のリーフ茶離れを食い止めるため、小学校等でのお茶のいれ方教室や茶摘み体験などの茶育の取組を強化し、急須で入れたお茶の美味しさや、歴史、楽しみ方を伝え、喫茶文化の継承に努めます。

6 目標

項目	現状 (令和6年度)	目標 (令和12年度)
1億円以上の売上を維持または 目指す産地・経営体数	3	3
法人経営体数	2	4
産出額	7億円	9億円
オーガニック農業取組面積※	13.8ha	20.0ha

※有機 JAS+環直交付金または環境こだわりのうち有機 JAS 相当の面積

【参考データ】

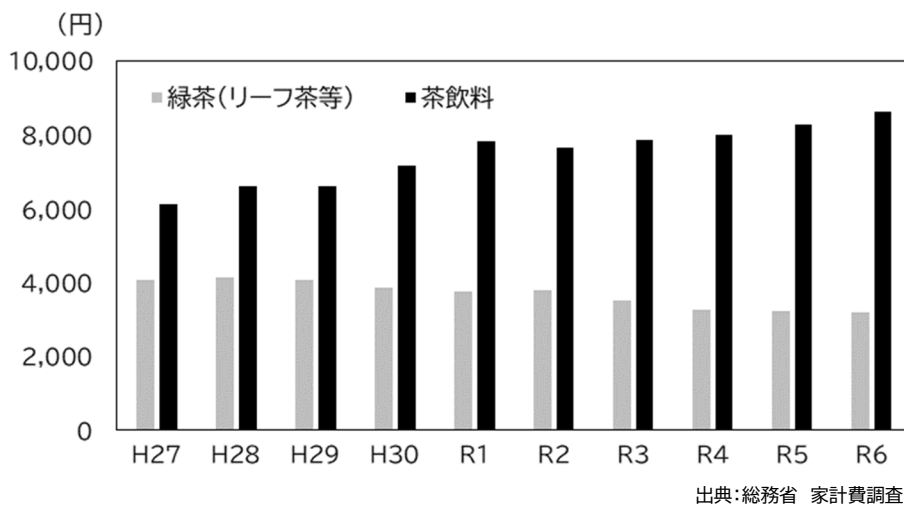


図 1世帯当たりの緑茶・茶飲料の年間支出金額の推移

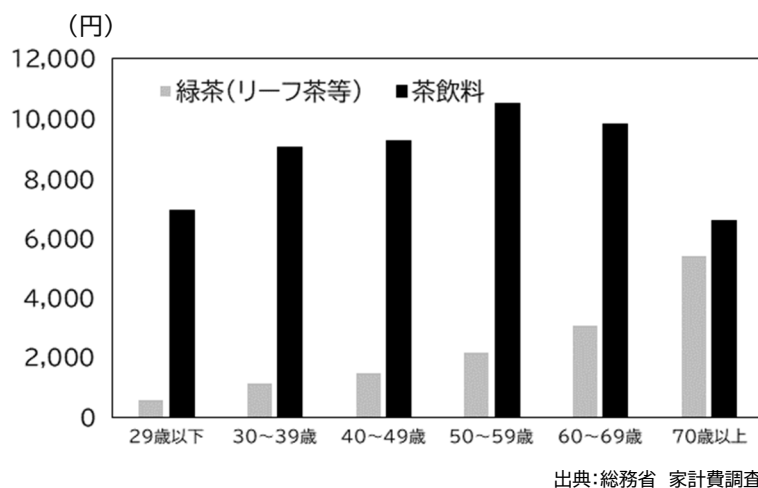
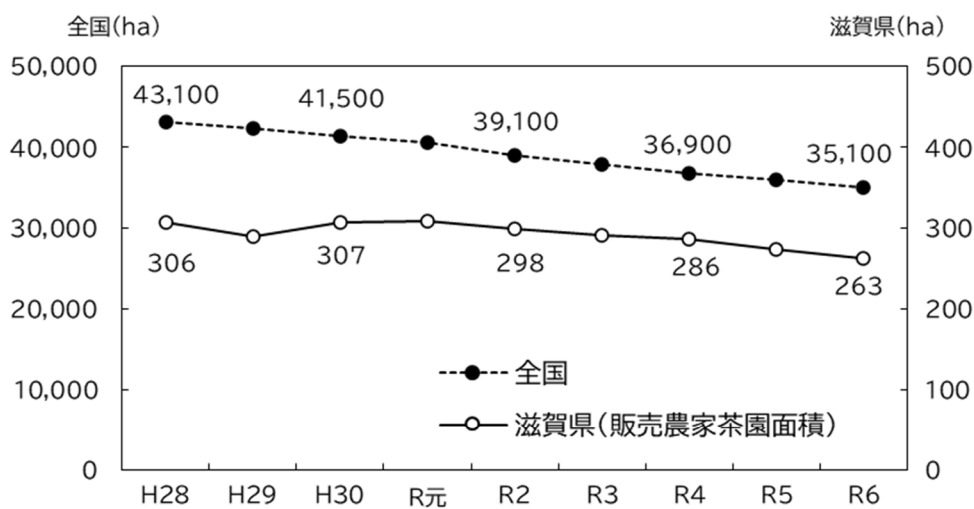


図 世帯主の年齢別の緑茶と茶飲料の消費動向(令和6年)

表 茶栽培農家戸数の推移 (戸)

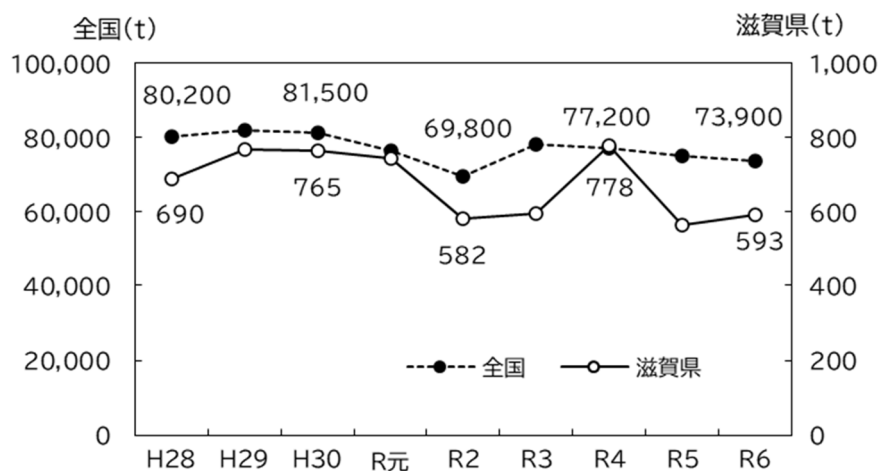
年度	栽培農家戸数			
		うち販売農家戸数		
			うち認定農業者	
			うち茶を主業とする認定農業者	
H28	861	282	41	39
H29	856	287	41	39
H30	857	287	41	39
R元	814	268	41	39
R2	776	239	41	39
R3	789	233	39	37
R4	615	228	41	37
R5	625	223	37	36
R6	600	216	38	37

出典：茶生産実態調査 滋賀県みらいの農業振興課調べ



出典：農林水産省 作物統計、茶生産実態調査 滋賀県みらいの農業振興課調べ

図 茶栽培面積の推移



出典：農林水産省 作物統計、茶生産実態調査 滋賀県みらいの農業振興課調べ

図 荒茶生産量の推移

表 各茶期のてん茶摘採面積と全摘採面積に占める割合(令和6年)

	摘採面積(ha)	うち てん茶(ha)
一番茶	251.8	27.3 (11%)
二番茶	165.7	24.4 (15%)
秋冬番茶	186.6	39.1 (21%)

出典：茶生産事情調査 滋賀県みらいの農業振興課調べ

表 輸出向け生産実態の推移

年度	取組農家数(戸)	輸出向け生産量(t)	主な相手国
R2	5	40.3	米、台湾、ドイツ
R3	6	99.7	米、台湾、EU
R4	6	56.3	米、台湾、EU
R5	11	194.4	米、台湾
R6	14	206.3	米、台湾

出典：茶生産実態調査 滋賀県みらいの農業振興課調べ

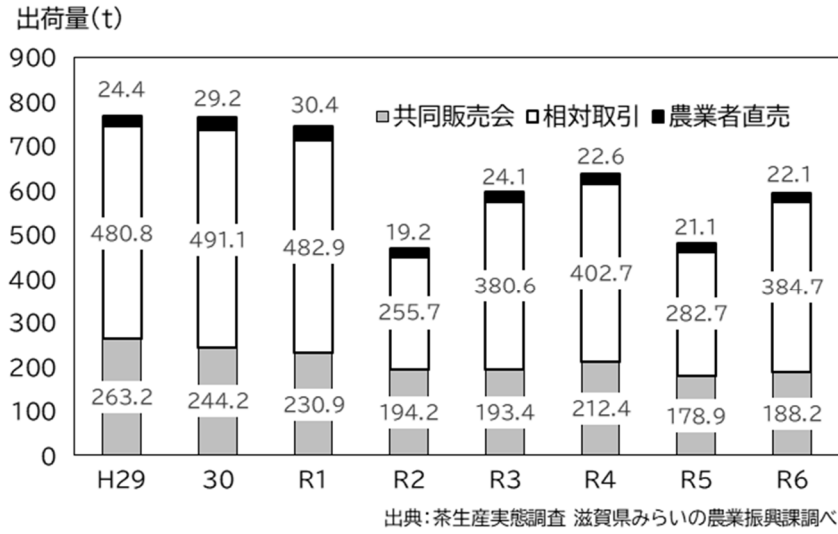


図 荒茶の出荷・販売先の推移

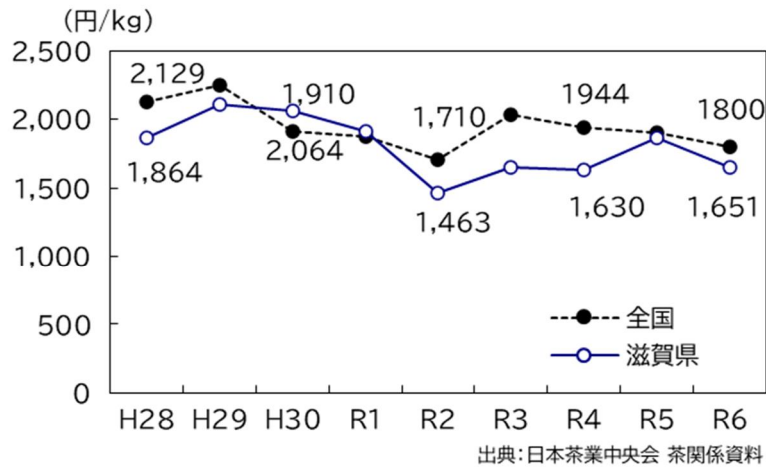


図 普通煎茶価格の推移(一番茶)

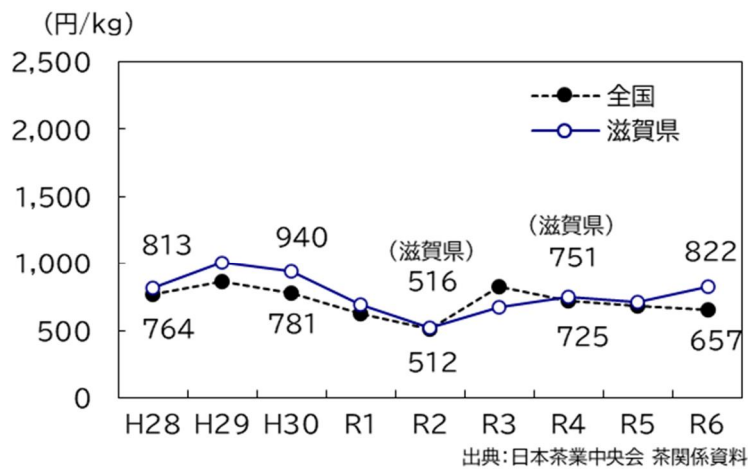


図 普通煎茶価格の推移(二番茶)